

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	128スライスCT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	14,904,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
2	16スライスCT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	8,424,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
3	1. 5T及び3. 0T MRI 装置保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	29,160,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
4	リニアック保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	43,602,840円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
5	X線TVシステム 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	8,748,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	X線一般撮影装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	19,429,200円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
7	PET CT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	17,712,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
8	サイクロトロン 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	17,820,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
9	X線TV装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	3,965,760円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
10	血管撮影装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	9,681,120円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	治療用CT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	キヤノンメディカル株式会社 (北海道 北見市)	3,738,960円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
12	北海道立北見病院間 LAN他 配線工事	事務部 施設課	平成30年4月10日	エスケー電気株式会社 (北海道 北見市)	1,553,040円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため(日本赤十字社 社会計規則施行細則第35条(1))	
13	北斗町社宅改修工事	事務部 施設課	平成30年5月28日	株式会社 光和 (北海道 北見市)	2,235,600円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため(日本赤十字社 社会計規則施行細則第35条(1))	
14	固定資産システム	物流情報管理室	平成30年5月22日	テック情報株式会社 (徳島県)	3,429,000円	本システムは当該業者が開発してお り、システム導入に必要な知識を有し ていることから、契約の性質又は目的 が競争を許さないときに該当するた め。(日本赤十字社会計規則第36条第 3項)	
15	クリーンベンチ	物流情報管理室	平成30年7月13日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	1,080,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買入れであるため又データ移行対 応が当該業者のみの対応の為(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条 第2号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
16	イントラサーバシステム	物流情報管理室	平成30年9月25日	株式会社システムサプライ (北海道 北見市)	2,376,000円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム更新に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	
17	院内照明LED化工事	事務部 施設課	平成30年10月4日	株式会社 インディペンデント インキュベーター (東京都)	月額 402,084円	契約業者は、仕様を満たす施工を実施することができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則36条第3項)	
18	社宅天井より水漏れ修理	事務部 施設課	平成30年10月5日	株式会社 光和 (北海道 北見市)	1,049,760円	本件は、天井より漏水が発生したことから、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則36条第3項)	